

船越土地改良区（静岡市）の設立は適当と認めたので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第8条第6項の規定により、下記のとおり土地改良事業計画書及び定款の写しを縦覧に供する。

なお、この決定については、第9条第1項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に静岡県知事に異議の申出をすることができる。

令和5年4月11日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 縦覧場所 静岡市役所
- 2 縦覧期間 令和5年4月11日から
令和5年5月11日まで